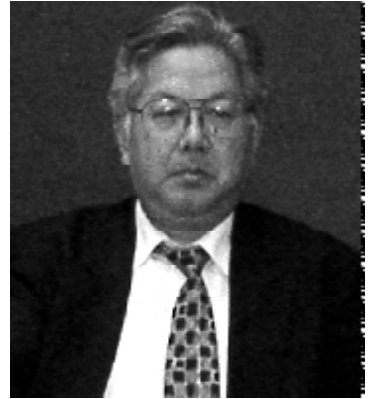


## コメント

### 岡安喜三郎（協同総研専務）



様々な人や研究者が労働者協同組合を研究、調査し、その発展方向に関わってきていることがよく分かる御報告だったと思います。私自身は実践の側の方にいますが、これからも、労働者協同組合の原点、発展方向を見ていきたいと思っています。そういう視点から、質問めいた内容を含めまして7点ほど述べたいと思います。

第1点目は、労働者協同組合、「協同労働の協同組合」で用いている協同労働の定義に関わる問題ですが、角瀬先生の御報告で使われている「協同労働」はどういう定義なのかという問題です。現在の労働者協同組合連合会や「法定制」市民会議が用いているものとは違う印象を受けました。議論を進めるためには言葉は同じ（「協同労働」）でも内容に違いがある場合がある。意味の違いと共通点をはっきりさせておく必要があると思います。

第2点目は、所有と管理の問題に関してです。所有よりも管理の方が実質的支配としては重要ではないかということで、わたしもそうと思いますが、ではその管理の権原は何処にあるか、管理行為を正当化する法律上の原因は何処に求められるかということです。それとの関連で、所有という問題と

管理という問題は完全に分離しているのか、また連続しているのなら、それらはどの様に連続しているのか。また、その連続性は株式会社と協同組合とでは、どこが同じで、どこが違うのか。例えば協同組合の表決権は単純に所有からのみで論じられるのか、られないのか、という問題も横たわっているのではと思いますが。

第3点目は、第1に関連していますけれども、企業体において労働は誰が支配するのか、労働過程は誰が支配するのか、しているのか、という問題です。労働者協同組合に限らず企業は、原理的には、労働者の労働過程は、経営的に見れば経営方針の執行過程となっていると思います。労働と執行の分離「現象」とは異なり、この労働過程と執行過程は本来分離できるものではない。協同労働概念はこういうことを自覚化させるものだと思います。

第4点目は、資本形成と不分割積立金に関してです。一般企業や旧来の協同組合がこれを一緒のものとして論議することは良く知っています。ICAでもそういう議論が行われます。一番新しい「協同労働の協同組合法」要綱案からすると、資本形成を目的として不分割積立金制度を提案している訳ではないと思われます。どちらかといえば、社会

貢献に必要な不分割基金制度（「非営利協同基金」）を提案していると思います。会計上では、この基金はその協同組合事業本体の貸借対照表に載るものではないと思われます。

5点目は、「計画を作っても計画倒れ、通常会社なら社長はくびだ、労協は甘い」との趣旨の話がありましたが、そう割り切れるほど大きな事業体でもないしな、と率直に思います。でも一方で、通常会社は計画を作成することによって金銭的投資を誘うものなら、労働者協同組合は（三位一体の仕組みからして）労働を誘うものといえます。そしてそれは執行過程（労働過程）への参加ということになります。くびか否かの同じ議論は必要ないと考えますがいかがなんでしょうか。

6番目は、個別具体的にT社の話題が出ました。結論的にいえば、だから社会性とか、みんなの思いの生かせる協同組合法、労協法が必要なんだということに尽きますが、決してだから労協は危ういんだという例証にはなりません。ただ、リーダーの2代目、3代目への移行ということは、適切な法律のない段階で組織の社会性を保つという点で極めて大事なことだと思います。

第7点目は最後ですが、これは直接のコメントというよりは付加的なものです。私は結局、協同組合というものは、それに関わる人、人たちを主体にする組織だと確信しています。それは組合員でなくとも、納入業者であってもです。だから例え小さくとも社会的に意味のある事業ができ、注目されるものになっていくんだろうと思っています。主体形成は協同組合では当たり前のことであるし、そうしなければ事業団体としての価値も生まれ得ません。協同組合で働

く人たちに関しても全く同じです。

協同組合を対象とした議論・研究を行う場合、機能論的な評価だけでなく、というよりもっと大切なのは存在論的分析であろうと思っています。